

知財ist研修2017シラバス

【知財ist研修2017】	
課程	訴訟課程
科目	損害賠償請求
副題	～特許権侵害による損害賠償請求の基本的考え方を学ぶ～
日程	2017年11月29日（水） 10:00～17:00
講師	桜坂法律事務所 弁護士 古城 春実 氏
科目別受講料	会員18,000円、一般22,000円（消費税8%含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（45日間） 会員500,000円、一般600,000円 実務・訴訟・海外おまとめ受講料（19日間） 会員280,000円、一般350,000円 訴訟課程おまとめ受講料（7日間） 会員114,000円、一般142,000円
説明	特許権侵害による損害賠償請求について、損害額の認定に関する基本的理論を解説し、損害額の算定方法について特許法102条に焦点を当ててわかりやすく説明いたします。複雑な侵害事例についても、実務的観点から、どのような点に留意すればよいかを解説します。
レポート、演習の有無等	レポート課題はございません。
事前質問について （研修日より1週間前まで）	研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、11/22までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。 （ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）

<p>研修項目（昨年度目次例等）</p>	<p>第1. 概観                      1. 特許権の効力・特許権侵害の効果                      2. 損害賠償・・・民法の原則                      3. 特許権侵害の場合の概観</p> <p>第2. 特許権侵害による損害賠償の請求                      1. 損害発生形態の特殊性                      2. 特許法の損害賠償関連規定の改正（平成10年、11年）                      3. 損害賠償の請求形態                      4. 近年の傾向                      5. 訴訟手続</p>	<p>第3. 各論                      1. 不法行為（民法709条）の規定のみに基づく請求                      2. 特許法102条1項（侵害者の譲渡数量からの推定に基づく損害額）                      3. 特許法102条2項（侵害者の利益に基づく損害額の推定）                      4. 特許法102条3項（実施料相当額）                      5. 各項の損害の関係</p> <p>第4. 複雑形態（応用問題）                      1. 権利者複数                      2. 複数権利の侵害                      3. 侵害者複数                      4. 間接侵害</p> <p>第5. おわりに</p>
<p>参考書籍等</p>		
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<p>・損害賠償の枠組みについて民法をベースに特許法の特徴を説明されていて、理解できました。</p> <p>・内容が濃くてよかった。たまに質問されるので、緊張感を保ててよかった。</p> <p>・民法と特許法との関係も含めての内容で、自分の頭の中の整理ができました。大満足です。</p> <p>・とてもわかりやすかったです。ポイントがわかりやすかった。</p>	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<p>・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。</p> <p>・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付（ないし直接お渡し）いたします。</p> <p>・希望者は、講義（講師の声のみ）を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。（返却は郵送でもかまいません。）（貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。）</p>	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、5.5単位が認められる予定です。</p>	

2017.8.7